

# 病院と地域をおすぶ

～南生協病院は、地域と協同してつくる最適な医療の提供を通して、  
地域の健康なまちづくりに貢献します～



# パイプライン



2024年12月号

発行：2024.12.12 総合病院 南生協病院  
電話番号 052-625-0373

11月

一日外来患者数：628人 一日入院患者数：266人  
ベッド稼働率：85% 救急車：286台 手術数：112件

## 南生協病院 麻酔科のご紹介

常勤の専門医2名（いずれも20年以上のベテラン）と藤田医科大学の非常勤医師で手術麻酔を行っています。近年は当院のすべての全身麻酔を麻酔科が担当しています。初期研修医や救急救命士を対象に人工呼吸など気道管理の指導も行っています。

今年はスーパーでお米を手に入れるのに苦労をしましたが、日本中の病院では夏頃から局所麻酔薬の入荷が困難な状況が続きました。麻酔科では手術の後の痛みを和らげるために、痛みを伝える神経の近くに局所麻酔薬を投与すること（区域麻酔）を行っていますが、この間は区域麻酔を全員に行うことができませんでした。そのような場合でも様々な痛み止めを組み合わせますので心配無用ですが、四半世紀以上麻酔をしていて初めてのことでした。

11月になって局所麻酔薬の供給の目処が立ったと思ったら、今度は主要な全身麻酔薬の供給が滞っています。代替りの薬があるのももちろん全身麻酔を安全に行うことが可能ですが、薬剤の供給が不安定になることは好ましくありません。

不測の事態でも我々は麻酔科専門医として最善を尽くしています。



# マイナ保険証の有効期限にご注意ください

マイナンバーカードによる保険証確認がすすんでいます。

病院では、有効期限が切れてしまうことによりマイナ保険証を使えない患者様を見かけるようになってきました。マイナ保険証を使用するための電子証明書の有効期限は5年間です。

有効期限が切れる前に役所から通知が届くようですが、ご注意ください。

## 【マイナ保険証 Q&A】

Q1. 現行の健康保険証は使えなくなりますか。

A1. 2024年12月2日以降、マイナンバーカードを健康保険証として利用する仕組みに移行し、現行の健康保険証が新たに発行されなくなっても

- ・12月2日時点で有効な健康保険証は最長1年間（※）、引き続き使用できる
- ・12月2日以降は、健康保険証として利用できるマイナンバーカードがお手元にない方には、現行の健康保険証の有効期限内に資格確認書が順次交付され、これまで通り医療にかかることができます。

※転職・転居などで保険者の異動が生じる場合はその有効期限まで。

Q2. 資格確認書の交付は申請が必要ですか。また、いつまで使えますか。

A2. 厚生労働省はマイナ保険証を持っていない人には、しばらくの間は申請なしで交付するとしています。自治体や勤務先の健康保険組合などから届きます。資格確認書は最長で5年間使えますが、加入している健康保険組合などによって変わります。また、更新が必要です。厚労省によると当面の間は申請しなくても届くそうです。

## 病院機能評価を受審しました

南生協病院は2024年12月10・11日の2日間にわたり、病院機能評価 3rdG:Ver.3.0を受審しました。

病院機能評価とは、外部の評価機関である公益財団法人 日本医療機能評価機構の中立的、科学的、専門的な見地から、病院の組織運営・管理と、病院が提供する医療について「患者」の視点での評価を受けるもので、患者様に対するケアのプロセスや、医療の質の継続的な改善ができていくかを知る大切な機会です。

評価の結果がでるまでには数カ月がかかりますが、調査員の皆さんからいただいた指摘やアドバイスを丁寧に受け止め、さらに医療の質を高められるよう、取り組んでまいります。

